

資料98-1

電気通信事業法第34条第1項の規定による 第二種指定電気通信設備の指定等

(諮問第3117号)

<目 次>

1 報告書	1
2 答申書（案）	14
3 改正概要	15
4 新旧対照表	32
(参考) 必要的諮問事項以外の意見と考え方		77

令和元年8月22日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 川瀬 昇 殿

接続委員会
主査 相田 仁

報告書

令和元年6月21日付け諮問第3117号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等については、諮問のとおり改正することが適當と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見及びその考え方
 (審議会への必要的諮問事項に係るもの)

意見募集期間：令和元年6月22日（土）～同年7月22日（月）（案件番号：145209344）
 再意見募集期間：令和元年7月25日（木）～同年8月7日（水）（案件番号：145209366）

意見提出者 9者（法人：6者、個人：3者）

再意見提出者 11者（法人：4者、個人：7者）

<意見提出者の一覧>

意見提出者	再意見提出者
個人	—
個人	個人（2者）
一般社団法人テレコムサービス協会	KDDI株式会社
公正取引委員会事務総局経済取引局調整課	ソフトバンク株式会社
UQコミュニケーションズ株式会社	Wireless City Planning株式会社
KDDI株式会社	UQコミュニケーションズ株式会社
ソフトバンク株式会社	KDDI株式会社
Wireless City Planning株式会社	—
個人	個人（5者）
—	—

(敬称略)

1. 総論

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 1－1</p> <p>これまで、第二種指定電気通信設備制度を新たな事業者に適用する際には、事業者間の接続交渉上の優位性の有無について検証するとともに、指定基準となる特定移動端末設備のシェアの閾値についても併せて検討されてきたと認識しています。</p> <p>今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、BWAに関する利用状況や競争環境を踏まえた従来の指定基準の妥当性等について一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準が適用されることとなっています。</p> <p>今般BWA事業者を第二種指定電気通信設備(を設置する)事業者として指定する際の指定基準超過は、携帯電話事業者のキャリアアグリゲーション端末においてBWA事業者の周波数を利用することによるものと理解していますが、接続交渉上の優位性を測る観点からは、キャリアアグリゲーションにおけるMVNOとの交渉上の優位性は携帯電話事業者にのみに存在していることから、本来は、二種指定制度における特定移動端末設備数として、携帯電話事業者及びBWA事業者を合わせて2カウントとするべきではないと考えます。</p> <p>総務省におかれましては、市場の実態を踏まえた適切な制度の運用をお願いいたします。</p> <p>【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>再意見 1－1</p> <p>公正取引委員会事務総局殿からは、「競争事業者同士が共同して算定する場合、独禁法上問題があるため今の規制は見直しが必要」、UQコミュニケーションズ株式会社殿及びKDDI株式会社殿からは、「今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては十分に議論が尽くされていない」などの意見が提出されています。</p> <p>関連して、弊社共も同様に前回意見にて、「5G時代においては、資本関係を有する事業者間に限らないネットワーク連携機能の提供等も想定され得るところ、現行の指定電気通信設備制度における接続制度や会計制度の適用等を義務付けることがビジネス形態と合致しなくなる可能性も十分に想定」、「将来的にも発生し得るネットワーク連携機能に対する指定電気通信設備制度等の当て嵌めについては継続的な検討が必要」と意見させて頂き、十分な議論がなされないまま拙速に制度化されたことに対する懸念を示しています。</p> <p>現行の電気通信事業法における第二種指定電気通信設備制度は、本来、単一事業者を前提として設計された制度であることからも、上記各社・組織の意見にあるとおり、短絡的に複数事業者による連携機能に関する取り扱いを現行制度に当て嵌めることは将来的にも制度上の不整合が生じる懸念が高いことから、制度整理にあたり時間をかけて丁寧な議論がなされるべきと考えます。</p> <p>従って、前回意見書の繰り返しとなりますが、MNOと全国BWA事業者におけるネットワーク連携機能をMVNOに対し早期に提供すべきということであれば、省令等により特例的な規定を行うのではなく、MNOの卸役務に対する規律の導入等で措置することが適当と考えます。</p>	<p>従来の電話サービスを念頭に決められた指定基準が適用されている旨の御意見について、現在の指定基準は、2011年12月の情報通信審議会答申において、MNO間の関係に加えてデータ伝送に係る接続が実現していたMNOとMVNOとの関係についても交渉上の優位性の考え方が整理されたことを受けて設定されたものであり、従来の電話サービスのみを念頭に決められたものではないと考えます。</p> <p>キャリアアグリゲーションにおける交渉上の優位性は携帯電話会社のみに存在している旨の御意見については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において、上記MNOとMVNOとの関係における交渉上の優位性の考え方についても、現在の全国BWA事業者のネットワークの状況を当てはめて検討が行われ、全国BWA事業者は、「周波数の割当を受けていることから、周波数の有限希少性等により寡占市場が掲載されているモバイル市場においては、MVNOに対する「交渉上の優位性」を持ち得る」、「大手携帯電話事業者への卸電気通信役務の提供により、相当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益を得るため、MVNOへの設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない」とされ、「電波利用の連携であっても、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には「交渉上の優位性」を有している」とされたところです。</p> <p>なお、接続協議における実際の交渉を他者が行うとしても、交渉上の優位性を背景として、</p>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社、 Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>不当な差別的取扱いや協議の長期化等が引き起こされるおそれがあると考えます。</p> <p>第二種指定電気通信設備制度は単一事業者を前提とした制度であり、複数事業者による連携機能に関する取扱いを現行制度に当てはめることは将来的に制度上の不整合が生じる旨の御意見について、今般の制度改正は、電気通信設備の指定、接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出といった個々の二種指定事業者を規律の対象とする第二種指定電気通信設備制度の枠組みを変えるものではなく、そうした枠組みの中で、全国BWA事業者と携帯電話事業者による「電波利用の連携」が行われている実態に鑑み、複数の二種指定事業者が連携して接続料を算定する仕組み等を整備するものであると考えます。</p> <p>なお、上記研究会において、今後5Gの導入等により登場することが想定される様々な形態の事業者間連携等を踏まえた規律の在り方について、将来的な課題として引き続き検討することが適当とされており、こうした指摘も踏まえ、引き続き、第二種指定電気通信設備制度における規律の在り方について検討が行われていくことが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1－2	再意見 1－2	考え方 1－2	
<p>これまで、新たな事業者を第二種指定電気通信設備（を設置する）事業者として指定する際は、事業者間の接続交渉の優位性の有無について検証するとともに、指定基準となる特定移動端末設備のシェアの閾値についても併せて検討されてきたと認識しています。</p> <p>今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、指定基準の見直しについて一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準を適用することとなっています。</p> <p>今般BWA事業者の特定移動端末設備数が、第二種指定電気通信設備（を設置する）事業者として指定する際の指定基準を超過した背景は、当社が主体的に販売するキャリアアグリゲーション端末が、当社が卸取引を通じて利用するBWA事業者の周波数に対応しているためと認識しています。しかしながら、二種指定制度における接続交渉上の優位性の観点では、MVNOに対する当該優位性は当社のみに存在していることから、特定移動端末設備数としては当社設備としてのみカウントすべきであり、当社及びUQコミュニケーションズのそれぞれの設備として二重にカウントするべきではないと考えます。</p> <p>現在、全国BWA事業者の二種指定制度化にかかる関係省令の改正案について諮詢されているところですが、総務省においては市場の実態を踏まえて過度な規制を課すことのないよう運用をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>上記「再意見 1－1」と同一意見のため省略します。 【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>上記「考え方 1－1」と同様です。</p>	無
意見 1－3	再意見 1－3	考え方 1－3	
<p>本改正に賛成である。</p> <p>適切な改正であると思われた。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	—	賛同の御意見として承ります。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1－4	再意見 1－4	考え方 1－4	
一	<p>●意見 賛成である。</p> <p>●理由 以下の評価結果を鑑み、全国BWA事業者2社への第二種指定電気通信設備制度の適用は適当であると考える。</p> <p>【平成30年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果（平成30年10月総務省）】</p> <p>図表1-4 移動通信システム用周波数の割当て状況（※地域BWA（TDD用：20MHz）あり）</p> <p>UQ 2.5GHz帯 TDD 50MHz（全国BWA） WCP 2.5GHz帯 TDD 30MHz（全国BWA） 合計80MHz</p> <p>図表1-8 免許人毎及び周波数帯毎の基地局数の調査結果（※各周波数帯を利用している基地局数（フェムトセル及び屋内基地局を除く。））</p> <p>UQ 2.5GHz帯 63,500（全国BWA） WCP 2.5GHz帯 63,000（全国BWA） 合計 126,500</p> <p>図表2-19 データトラヒックの調査結果の概要及び評価結果 KDDIグループ及びソフトバンクグループについては、総トラヒックに占める全国BWAの割合が半数を超えている状況が確認できる。</p> <p>図表2-20 MVNOに対するサービス提供の調査結果の概</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>要及び評価結果</p> <p>全国BWA事業者については、グループ内の回線提供が大半を占めており、必ずしも多様かつ多数のMVNO が回線を利用している状況にあるとは言いがたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

2. 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2－1	<p>再意見 2－1</p> <p>上記「再意見 1－1」と同一意見のため省略します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社、 Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>考え方 2－1</p> <p>御意見を踏まえ、本規定整備に合わせて改正される「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(MVNOガイドライン)において、「二種指定事業者間の情報交換の態様によっては、市場における競争状況に照らし、公正競争上問題になるおそれがあるため、注意を要する」旨を追記するとともに、御指摘の場合においては、総務省において事案に応じた適切な対応が行われることが適當と考えます。</p> <p>再意見に対しての考え方は、上記「考え方 1－1」のとおりです。</p>	<p>無 (左記のとおり、 MVNOガイドラインにおいて対応)</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏ました 案の修正の有無
<p>接続料の算定に当たり、競争関係にある算定事業者と共同設定者がそうした情報を共有する場合には、互いの費用、資産等の内訳が明らかになることにより、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生じさせる可能性も考えられ、これにより、事業者間に競争制限に係る暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となると考えられる。</p> <p>【公正取引委員会事務総局経済取引局調整課】</p>			
<p>意見 2-2</p> <p>現行の電気通信事業法（以下、「事業法」）第34条（第二種指定電気通信設備との接続）においては、「同一の電気通信事業者が設置するもの」を第二種指定電気通信設備として指定できることとされており、当該規定のみで、複数の事業者間の連携機能の取り扱いについても包含されると解することは法の拡大解釈にあたる懸念が高いと考えます。</p> <p>MNOと全国BWA事業者の連携機能に関する第二種指定電気通信設備制度の当て嵌めについての弊社共の考えは前述の通りですが、仮に間接接続事業者の接続箇所を標準的接続箇所として定める場合、及びMNOと全国BWA事業者に対して一體的な接続料設定を義務付ける場合においては、施行規則や接続料規則による手当のみでは不十分であり、事業法の改正を伴う措置を講じることが適切であるとの認識です。</p> <p>従って、現行の法体系を前提として、当該連携機能に対する規律を定めるのであれば、省令等により特例的な規定を行うのではなく、前述のとおり、MNOの卸役務に対する規律の導入等で措置することが適当と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社、 Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>再意見 2-2</p> <p>電気通信事業法第34条1項においては、 「その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて（中略）同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。」</p> <p>とあり、第二種指定電気通信設備は同一の電気通信事業者が設置するものの総体として定義されており事業法第34条2項において、 「前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、（中略）接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。」</p> <p>とあり、「同一の電気通信事業者が設置する二種指定設備」に対する接続条件を当該二種指定事業者が「接続約款</p>	<p>考え方 2-2</p> <p>複数の事業者間の連携機能の取り扱いは法の拡大解釈に当たる懸念が高い旨の御意見について、今般の制度改正は、電気通信設備の指定、接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出といった個々の二種指定事業者を規律の対象とする第二種指定電気通信設備制度の枠組みを変えるものではなく、こうした枠組みの中で、全国BWA事業者と携帯電話事業者による「電波利用の連携」が行われている実態に鑑み、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数事業者の二種指定設備が一體的に運用される場合の標準的接続箇所について、MNOとの間の伝送交換が他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われる場合は、その個所を自らの標準的接続箇所とする、 ・ MNOに開放する機能を複数事業者の二種指定設備により実現する場合の接続料の算定方法について、一の事業者は自らの接続会計と他の事業者の接続会計に基づき原価等を算定して自らの接続料を設定し、他の事業者は一の事業者の設定した接続料と同額とし 	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>「届け出る義務」を規定し、省令は、その範囲において補足されているとの認識です。</p> <p>今回の省令改正案は、「複数事業者による接続料設定」において、「二以上の事業者が設置する設備による法定機能に係る接続料を設定しなければならない」と義務的に規定されておりますが、「二以上の事業者が設置する設備による法定機能」を定めることは、電気通信事業法34条の規定範囲を逸脱している可能性があります。</p> <p>したがって、省令においては「二以上の事業者が設置する設備による法定機能に係る接続料を設定することができる」とすることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>て自らの接続料を設定することとする等の措置を講じるものであり、法の拡大解釈に当たるものではないと考えます。</p>	

3. 他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する告示案

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見3－1	<p>特定移動端末設備のシェアが10%を超えている全国BWA事業者2社の設置する電気通信設備を指定し、第二種指定電気通信設備制度を適用することに賛同いたします。</p> <p>当協会MVNO委員会が公表した「MVNOの事業環境の整備に関する新政策提言」(2018年10月18日)のとおり、全国BWA事業者2社への第二種指定電気通信設備制度の適用により、当該事業者が設定する接続料の公平性、適正性、透明性が確保され、ひいてはモバイル市場における健全な競争環境の整備に資すると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、指定基準の見直しについて一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準を適用されることとなりましたが、ソフトバンク殿の意見のとおり、既存のBWA事業者の事業形態を踏まえれば、周波数割り当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として、単に「端末シェア10%超」という閾値のみをもって指定することは適切ではないと考えます。</p> <p>今般BWA事業者の特定移動端末設備数が、第二種指定電気通信設備（を設置する）事業者として指定する際の指定基準を超過した背景は、当社が主体的に販売するキャリアアグリゲーション端末が、当社が卸取引を通じて利用するBWA事業者の周波数に対応しているためと認識していま</p>	賛同の御意見として承ります。 今般の全国BWA事業者の設置する電気通信設備の指定により、当該電気通信設備との接続に係る接続料が適正原価・適正利潤により設定されるようになる等、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの間の公正競争の促進が図られることになるものと考えます。 再意見に対しての考え方は、上記「考え方1－1」のとおりです。

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>す。しかしながら、二種指定制度における接続交渉上の優位性の観点では、MVNOに対する当該優位性は当社のみに存在していることから、特定移動端末設備数としては当社設備としてのみカウントすべきであり、当社及びUQコミュニケーションズのそれぞれの設備として二重にカウントするべきではないと考えます。</p> <p>総務省においては、BWA事業者の事業形態や市場の実態も踏まえて、過度な規制を課すことのないよう運用をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
意見 3－2	<p>第二種指定電気通信設備制度については、その歴史的経緯(当時の弊社(旧社名「ソフトバンクモバイル株式会社」)設備を当該制度に当て嵌めるという意向)により、端末シェア25%超から10%超に指定の閾値が変更となりましたが、当時は主に音声接続を念頭に置いており、データ通信サービスにおいて「複数のネットワークを1端末で利用する」という利用方法は想定されていませんでした。</p> <p>この点に関連し、「モバイル市場の競争環境に関する研究会(以下、「モバイル研究会」)においても、当該ケースにおいて「端末設備数のカウント方法について共通理解を得るようルールを明確にすべき」「過剰規制にならないように整理」すべき等の意見が構成員より出されている認識です。</p> <p>また、音声系サービスを念頭においていた場合、各事業者が有する利用者との通信の確保のため、個々の事業者のネットワークとの(直接・間接問わず)接続が必須であるという点において、大手事業者が相対的にシェアの低い事業者に対し交渉優位性を有するという原理は理解できるものの、全国的にサービス展開するMNOの最低1社と接続等を行うことでサービス提供が成り立ち得るデータ通信サービ</p>	<p>上記「再意見 3－1」と同一意見のため省略します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>ソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>周波数割当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として、単に「端末シェア10%超」という閾値のみをもって、当該機能提供に際して「交渉上の優位性」を有するとの帰結を導き、自動的に「第二種指定電気通信設備制度」を適用する制度整理については、弊社も同じく、原則として反対いたします。</p> <p>今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、BWAに関する利用状況や競争環境を踏まえた従来の指定基準の妥当性等について一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準が適用されることとなっています。</p> <p>今般BWA事業者を第二種指定電気通信設備(を設置する)事業者として指定する際の指定基準超過は、携帯電話事業者のキャリアアグリゲーション端末においてBWA事業者の周波数を利用していることによるものと理解していますが、接続交渉上の優位性を測る観点からは、キャリアアグ</p>	現在の指定基準は主に音声接続を念頭に置いたものである旨の御意見について、現在の指定基準は、2011年12月の情報通信審議会答申において、MNO間の関係に加えてデータ伝送に係る接続が実現していたMNOとMVNOとの関係についても交渉上の優位性の考え方方が整理されたことを受けて設定されたものであり、従来の電話サービスのみを念頭に決められたものではないと考えます。 <p>周波数割当や収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として交渉上の優位性を有することとすることに反対である旨の御意見については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において、上記MNOとMVNOとの関係における交渉上の優位性の考え方方に現在の全国BWA事業者のネットワークの状況を当てはめて検討が行われ、全国BWA事業者は、「周波数の割当を受けていることから、周波数の有限希少性等により寡占市場が掲載されているモバイル市場においては、MVNOに対する「交渉上の優位性」を</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>ス、中でもとりわけ「電波利用の連携機能」については、音声系サービスにおける「交渉優位性」の判断基準（閾値）をそのまま制度的に当て嵌めることが必ずしも実態に沿っているとは言い難い側面もあると考えます。更には、この点に関連し、5G時代においては、資本関係を有する事業者間に限らないネットワーク連携機能の提供等も想定され得るところ、現行の指定電気通信設備制度における接続制度や会計制度の適用等を義務付けることがビジネス形態と合致しなくなる可能性も十分に想定されます。</p> <p>加えて、今回の指定対象の1社であるWireless City Planning株式会社のように小売り事業を原則行っていない事業体（他社に設備を貸し出すことによる対価が収益の中心をなす事業体）について、「接続会計」による算定の義務付けを行うことは、当該事業者の収益構造への影響も生じかねず、過剰規制となる懸念が極めて高いと考えます。</p> <p>以上のことから、周波数割当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として、単に「端末シェア10%超」という閾値のみをもって、当該機能提供に際して「交渉上の優位性」を有するとの帰結を導き、自動的に「第二種指定電気通信設備制度」を適用する制度整理については原則として反対の立場です。</p> <p>将来的にも発生し得るネットワーク連携機能に対する指定電気通信設備制度等の当て嵌めについては継続的な検討が必要と考えますが、今般のモバイル研究会における議論ポイントが、MNOと全国BWA事業者における「データ伝送役務における電波利用の連携」機能のMVOに対する提供並びに、事業者間の取引の透明性確保であったことを踏まえれば、現時点で全国BWA事業者に、第二種指定電気通信設備制度を適用することは早計であり、電波利用の連携機能を有するMNOに対して、卸役務提供の規律を導入するこ</p>	<p>リゲーションにおけるMVOとの交渉上の優位性は携帯電話事業者にのみに存在していることから、本来は、二種指定制度における特定移動端末設備数として、携帯電話事業者及びBWA事業者を合わせて2カウントとするべきではないと考えます。</p> <p>総務省におかれましては、市場の実態を踏まえた適切な制度の運用をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>持ち得る」、「大手携帯電話事業者への卸電気通信役務の提供により、相当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益を得るため、MVOへの設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない」とされ、「電波利用の連携であっても、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には「交渉上の優位性」を有している」とされたところです。</p> <p>なお、接続協議における実際の交渉を他者が行うとしても、交渉上の優位性を背景として、不当な差別的取扱いや協議の長期化等が引き起こされるおそれがあると考えます。</p> <p>5G時代において新たな連携機能の提供等が想定され、現行制度が合致しなくなる旨の御意見について、今般の制度改正は、全国BWA事業者と携帯電話事業者による「電波利用の連携」が行われている実態に鑑み、複数の二種指定事業者が連携して接続料を算定する仕組み等を整備するものであると考えます。</p> <p>なお、上記研究会において、後5Gの導入等により登場することが想定される様々な形態の事業者間連携等を踏まえた規律の在り方について、将来的な課題として引き続き検討することが適當とされており、こうした指摘も踏まえ、引き続き、第二種指定電気通信設備制度における規律の在り方について検討が行われていくことが適當と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
とや、連携機能に関わる複数事業者間の取引条件の透明性を高める制度を導入することでも、十分に目的を満たすものと考えます。 【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】			

4. その他

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 4-1 日本国における既得権益での「MNO(移動体通信事業者)」の「財閥企業（大企業）」が、独占している構造なので、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」の参入には、私し個人は賛成です。要約すると、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」の構造では、SIMカードのロック解除の状態での端末で、「APN（アクセスポイントネイム）」を融合していると思いますので、データー通信での「VPN（バーチャルプライベートネットワーク）」におけるサイバーセキュリティー対策が必要と、私は思います。 【個人】	再意見 4-1 —	考え方 4-1 今後の検討の参考とさせていただきます。	無
意見 4-2 ソフトバンクのアンドロイドsimにて他のsimフリー機種に入れてもIMEI制限がかけられて使用出来ない。ソフトバンクからの高い機種を使用しなければならず負担になります。なぜこのような仕様にしたのかまたそれを解除出来ないのか 【個人】	再意見 4-2 「MNO（移動体通信事業者）」におけるSIMカードのロック解除を導入すれば、「通話代、データー通信代、端末代」等を区別が出来る事で、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」の参入が出来る構造には、私し個人は賛成です。 【個人（意見 4-1 と同一の方）】 IMEI制限はソフトバンク株式会社だけでなく NTTドコモ株式会社	考え方 4-2 今後の検討の参考とさせていただきます。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>株式会社KDDI のいわゆる3大キャリアすべてにおいて行われている。 このIMEI制限によりたとえ一括販売で端末を購入したとしても、キャリア販売の指定端末でなくては、キャリア通信ができない仕様となっているため、高額な解約金よりも端末価格の方がより高い為にモバイルナンバーポータビリティーによる回線事業者乗り換えの大きな障害となっている。</p> <p>キャリアそのまで使うことも不可能ではないが、その為にはキャリアショップに行き、SIM交換の名目で高額な手数料を請求されるうえにキャリアショップに当該SIM在庫がなく、入荷には1ヶ月以上かかるなどの不当な扱いが存在し、仮に変更したとしても変更したSIMにもIMEI制限があり、違う機種にするにはまた同じ手続きが必要と不当な状況が何年も続いている。</p> <p>また、この際ににおいて旧料金プランで変更することができないことも問題である。海外ではIMEI制限はあまりなく、あったとしてもここまで不当ではない。</p> <p>一刻も早く、この悪質な慣習である3大キャリアのIMEI制限を無くしていただきたいものである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
意見 4－3	<p>再意見 4－3</p> <p>日本放送協会に関する意見 (本案に対する意見ではないと思われるため省略します。)</p> <p style="text-align: right;">【個人計4件】</p>	<p>考え方 4－3</p> <p>本案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に適切に情報提供がなされることが適当と考えます。</p>	無

(案)

情 郵 審 第 * 号
令 和 元 年 8 月 * 日

総務大臣
石田 真敏 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷一

印

答申書

令和元年6月21日付け諮問第3117号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等については、諮問のとおり改正することが適當と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

電気通信事業法第34条第1項の規定による 第二種指定電気通信設備の指定等について ～第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用等～

令和元年8月22日
総務省
総合通信基盤局
料金サービス課

I 第二種指定電気通信設備制度関係～第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用等～

- ① 第二種指定電気通信設備の指定(電気通信事業法第34条第1項関係)
 - 他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備の指定(新告示の制定及び旧告示の廃止)
- ② 標準的接続箇所を定める総務省令の改正(電気通信事業法第34条第3項第1号イ関係)
 - 電気通信事業法施行規則(第23条の9の4)の改正
- ③ 接続料を設定する機能を定める総務省令の改正(電気通信事業法第34条第3項第1号ロ関係)
 - 第二種指定電気通信設備接続料規則(第4条)の改正
- ④ 接続約款記載事項を定める総務省令の改正((電気通信事業法第34条第3項第1号ホ関係)
 - 電気通信事業法施行規則(第23条の9の5)の改正
- ⑤ 接続料の算定方法を定める総務省令の改正(電気通信事業法第34条第3項第2号関係)
 - 第二種指定電気通信設備接続料規則(第16条等)の改正

II 第一種指定電気通信設備制度関係～メガデータネットに係る法定機能の廃止等～

- ⑥ 接続料を設定する機能を定める総務省令等の改正(電気通信事業法第33条第4項第1号ロ等関係)
 - 第一種指定電気通信設備接続料規則(第4条)等の改正

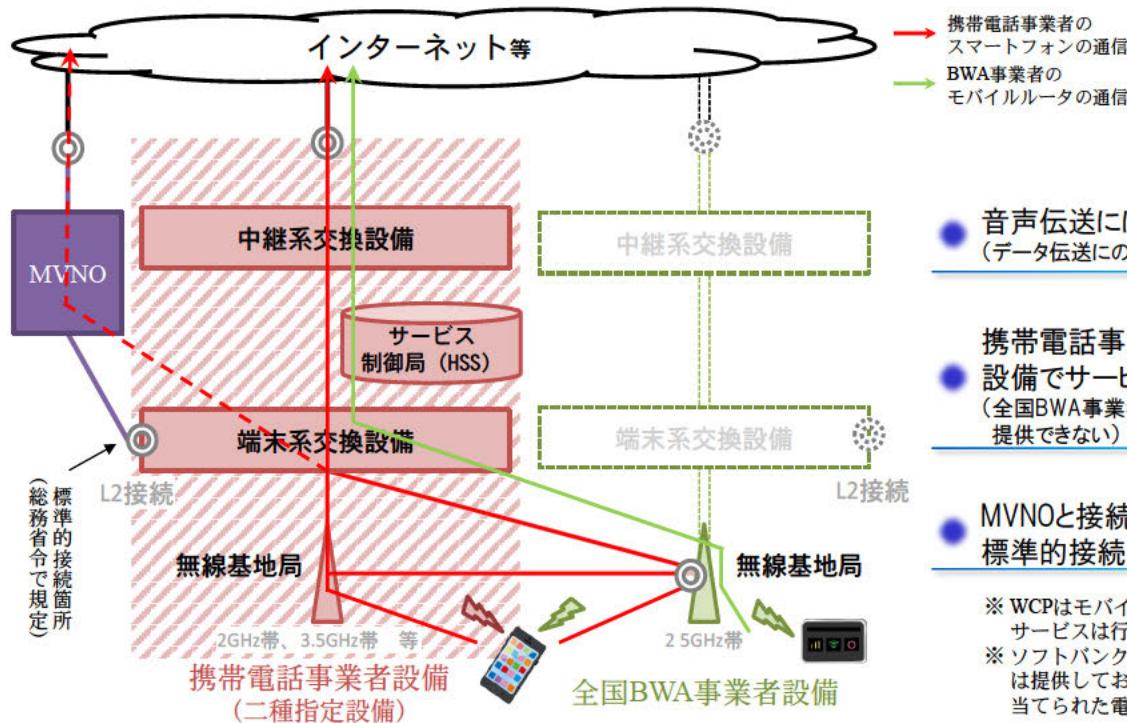
I 第二種指定電気通信設備制度関係

～第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用等～

- **第二種指定電気通信設備制度**は、電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場であるモバイル市場において、相対的に多数の特定移動端末設備(※1)を収容する設備を設置する電気通信事業者が、交渉上の優位性を背景に接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、**特定移動端末設備のシェアが総務省令で定める割合(※2)を超える電気通信設備**を、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべきものとして**総務大臣が指定**(※3)し、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して**接続料(※4)及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課す**ものである。
 - ※1 電気通信事業法施行規則で定められており、2016年3月の同令改正により、BWA(WiMAX2+、AXGPに限る。)端末が追加されている。
 - ※2 電気通信事業法施行規則で定められており、2012年6月の同令改正により、10%とされている。
 - ※3 現在、株式会社NTTドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の設置する電気通信設備が指定されている。
 - ※4 接続料は、適正な原価、適正な利潤により算定するものとされている。
- 現在、全国BWA事業者であるWireless City Planning 株式会社(以下「WCP」という。)及びUQコミュニケーションズ株式会社(以下「UQ」という。)の特定移動端末設備のシェアは、上記の割合を超えている。
- よって、当該2社の設置する電気通信設備を指定し、当該2社に対し本制度を適用する。

- 指定に併せて、全国BWA事業者の設備利用等の実態に鑑み、音声伝送役務を提供していない電気通信事業者に係る規定整備を行うとともに、複数事業者の第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)の連携に係る規定整備を行う。

【全国BWA事業者に係る設備利用等の実態(イメージ)】



- 音声伝送には利用されていない
(データ伝送にのみ利用されている)

- 携帯電話事業者設備と一体的な
設備でサービス提供を行っている
(全国BWA事業者設備だけではサービス
提供できない)

- MVNOと接続可能な設備・
標準的接続箇所がない

※ WCPはモバイルルータの提供等、小売り
サービスは行っていない
※ ソフトバンクはMVNOへ電波利用の連携
は提供しておらず、ソフトバンクに割り
当てられた電波のみ提供している

- なお、本件については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において検討が行われ、中間報告書(平成31年4月)において、「特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても二種指定設備として指定するべきである」、「全国BWA事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定された場合における関係規律の見直しのための手続を速やかに開始することが適当である」旨の指摘がなされている。

全国BWA事業者の電気通信設備の指定

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第34条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として、新たにWCP及びUQの設置する電気通信設備を指定する。

【新たに指定する電気通信設備一覧】

電気通信事業者	電気通信設備
WCP	<ul style="list-style-type: none"> 一 施行規則第23条の9の2第3項第1号の交換設備(ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。) 二 施行規則第23条の9の2第3項第1号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備 三 施行規則第23条の9の2第3項第2号の伝送路設備 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機 五 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局 六 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(第二号から前号までに掲げるものを除く。)
UQ	<ul style="list-style-type: none"> 一 施行規則第23条の9の2第3項第1号口の交換設備 二 施行規則第23条の9の2第3項第2号イの伝送路設備 三 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(前号に掲げるものを除く。)

注:指定する電気通信設備は、電気通信事業者から提出されたネットワーク構成図を基に特定したものである。

音声伝送役務を提供していない電気通信事業者に係る規定整備

BWAは、電波法上、主としてデータ伝送を行うシステムとして規定されており、現に、全国BWA事業者2社は音声伝送役務を提供していない。こうした制度及び設備利用の実態に鑑み、音声伝送役務を提供していない電気通信事業者については、本制度における音声伝送役務に係る規律を適用しないこととし、所要の規定整備を行う。

① 技術的条件を定める標準的接続箇所(施行規則第23条の9の4)

- 事業法第34条第3項第1号イの規定により、二種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)は標準的接続箇所における技術的条件を接続約款に定めなければならないこととされている。
- 標準的接続箇所については、施行規則第23条の9の4第1項において、音声伝送役務に関する箇所(2箇所)及びデータ伝送役務に関する箇所(1箇所)とされているところ、これを改正し、音声伝送役務の提供に用いられる基地局を設置していない場合は、データ伝送役務に関する箇所のみとする。

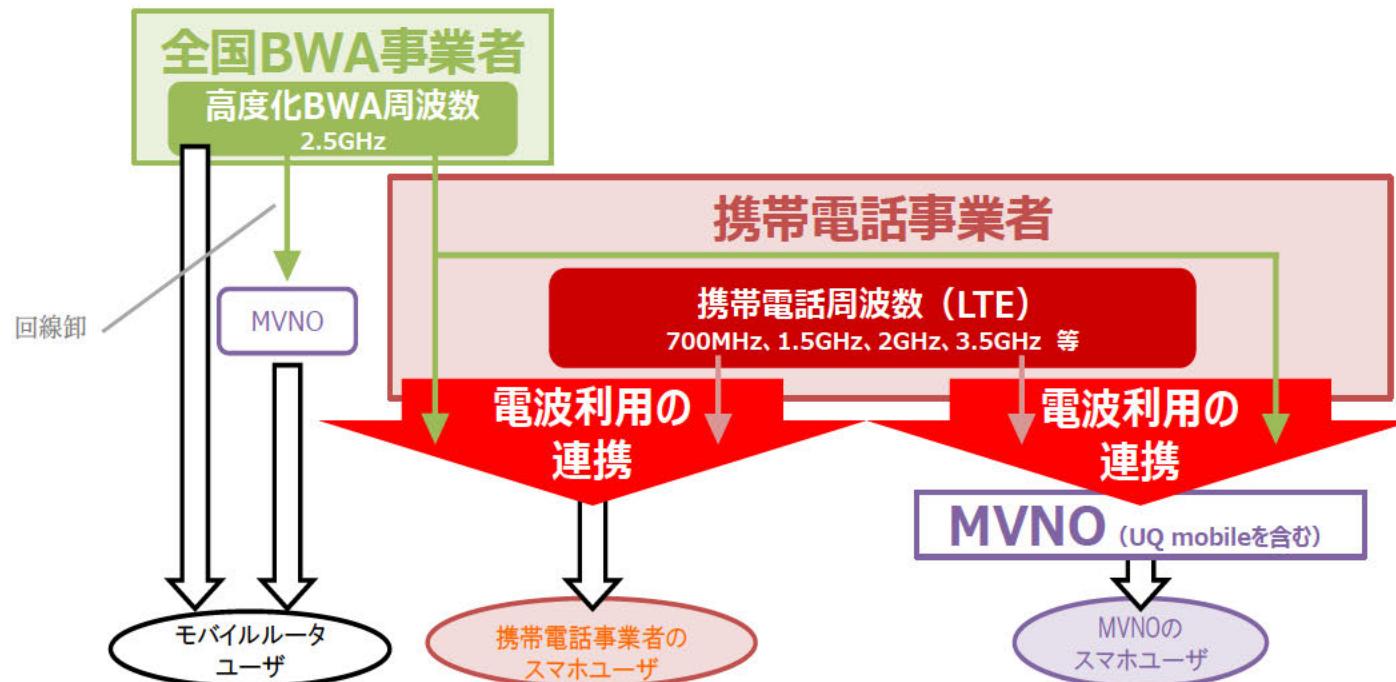
② 接続料を定める機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第4条)

- 事業法第34条第3項第1号ロの規定により、二種指定事業者は、機能ごとの接続料を接続約款に定めなければならないこととされている。
- 機能については、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)第4条第1項において、音声伝送役務に関する機能(3機能)及びデータ伝送役務に関する機能(1機能)とされているところ、これを改正し、音声伝送役務の提供に用いられる基地局を設置していない場合は、データ伝送役務に関する機能のみとする。

複数事業者の第二種指定電気通信設備の連携に係る規定整備

- 現在、全国BWA事業者は関連会社である携帯電話事業者と一緒に「電波利用の連携」を行うなどにより、データ伝送役務の提供を行っている。
- こうした設備利用の実態に鑑み、また、今後、類似の形態による設備利用が出てくることも考えられることから、他の類似の形態にも適用するものとして、複数事業者の二種指定設備の連携に係る規定整備を行う。

【携帯電話事業者と全国BWA事業者との関係(イメージ)】



※ WCPはモバイルルータの提供等、小売りサービスは行っていない

※ ソフトバンクはMVNOへ電波利用の連携は提供しておらず、ソフトバンクに割り当てられた電波のみ提供している

① 接続料算定方法に関する規定整備(二種接続料規則第16条等)

二種接続料規則において、複数事業者の二種指定設備により実現される機能に係る接続料算定方法を次のとおり整備する。

- A) 複数事業者が機能をそれらの二種指定設備により実現する場合、当該複数事業者は、接続料を算定する事業者を明らかにして総務大臣の承認を共同して受けた上で当該機能に係る接続料を設定しなければならない。
- B) 接続料を算定する事業者は、当該機能に係る接続料について、自らの接続会計及び他の事業者の接続会計に基づき原価及び利潤を算定する等の方法により設定するものとする。
- C) 他の事業者は、当該機能に係る接続料について、接続料を算定する事業者の設定した接続料と同額として設定するものとする。

② 標準的接続箇所に関する規定整備(施行規則第23条の9の4)

- ・ 施行規則第23条の9の4第1項では、技術的条件を定めなければならない標準的接続箇所が規定されている。
- ・ これを改正し、接続事業者の電気通信設備との間の伝送交換が他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合に、その箇所を自らの標準的接続箇所とすることとする。

③ 接続約款記載事項に係る規定整備(施行規則第23条の9の5)

- ・ 施行規則第23条の9の5では、接続を円滑に行うために必要なものとして接続約款に定めなければならない事項が規定されている。
- ・ これを改正し、①の総務大臣の承認を受けた複数事業者にあっては、承認に係る機能の概要、接続料の支払方法、責任の分界を接続約款に定めなければならないこととする。

※ その他、所要の規定整備を行う。

令和元年12月24日から施行する*。

* 事業法第34条第8項の規定により、新たに指定をされた二種指定設備を設置する事業者は、指定の日から3月以内に接続約款の届出を行わなければならないところ、当該事業者における事務負担の軽減、とりわけ将来原価方式における具体的な予測方法についての慎重な検討に配慮することとし、年度内に2度の接続料算定を行わなくてもよいこととするよう、指定日を本年12月24日とするもの。

(参考)スケジュール

6月21日(金)	情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 諮問
6月22日(土)～7月22日(月)	意見募集
7月25日(木)～8月7日(水)	再意見募集
8月22日(木)	情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会 審議
8月23日(金)	情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 審議
・ 答申後、改正を実施。	

- 全国BWA事業者2社(Wireless City Planning及びUQコミュニケーションズ)の特定移動端末設備のシェアは、基準値である10%を超えている。

	特定移動端末設備 のシェア	参考		
		2017年度末	2016年度末	2015年度末
NTTドコモ（二種指定事業者）				
KDDI（二種指定事業者）				
沖縄セルラー（二種指定事業者）				
ソフトバンク（二種指定事業者）				
Wireless City Planning				
UQコミュニケーションズ				

※1 特定移動端末設備は、携帯電話端末設備及びBWA端末設備(WiMAX2+、AXGPに限る)。

※2 特定移動端末設備のシェアは、2017年度末及び2016年度末の数値を平均して算出。

※3 表に記載の事業者のほか、地域BWA事業者からも報告を受領。

シェアの具体的な
値は構成員限り

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書（2019.4）（抜粋）

第5章 事業者間の競争条件に関する事項

6. 第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用

[略]

(3) 対応の方向性

「交渉上の優位性」に関しては、次のとおり、電波利用の連携の結果であっても、全国BWA事業者は、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には、「交渉上の優位性」を有しているものと考えられる。

- 前述の2011年12月の情報通信審議会答申では、従来のMNO間の関係に加え、新たにMNOとMVNOとの関係について、次のとおり整理している。

① 周波数の割当てについて

「MVNOの事業運営には周波数の割当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要であることにかんがみれば、原則、全てのMNOはMVNOとの関係においては交渉上の優位性を持ち得ると考えられる」

② 収益の拡大を図るインセンティブについて

「しかしながら、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういった場合までMNOがMVNOとの関係において優位な交渉力があると認めることは難しく、規制の適用対象から除外した場合でも公正競争を阻害するとは通常考えにくいことから、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないと考えられる」

- 同答申の考え方は、全国BWA事業者の端末設備シェアが電波利用の連携の結果一定割合を超える場合においても当てはまる。すなわち以下のとおりである。

① 周波数の割当てについて

全国BWA事業者も、周波数の割当てを受けていることから、周波数の有限希少性等により寡占市場が形成されているモバイル市場においては、MVNOに対する「交渉上の優位性」を持ち得る。

② 収益の拡大を図るインセンティブについて

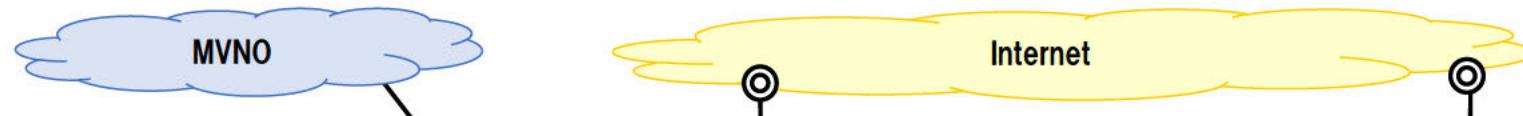
全国BWA事業者は、大手携帯電話事業者への卸電気通信役務の提供により、相当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益を得るため、MVNOへの設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない。

これまで端末設備シェアが一定割合を超えた電気通信事業者の設備は速やかに第二種指定電気通信設備として指定されており、全国BWA事業者の設置する電気通信設備について、特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても二種指定設備として指定するべきである。総務省において、速やかにそのための手続を開始すべきである。その際、会計整理については、会計システムの準備には一定の期間を要することなどを考慮し、2020年度から実務上円滑に開始できるように、手続を進めることが適当である。

また、全国BWA事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定された場合における関係規律について、次のような対応を行うことが適当である。総務省においては、関係規律の見直しのための手続を速やかに開始することが適当である。

- ① BWAは、電波法上、主としてデータ伝送を行うシステムとして規定されており、現在の全国BWA事業者は音声伝送を行っていないため、接続約款において音声伝送交換機能に関する記載を不要とすることとすること（接続機能及び標準的接続箇所の見直し）。
- ② 全国BWA事業者のネットワークは、現状において、携帯電話事業者による電波利用の連携が行われており、標準的接続箇所及び接続箇所ごとの技術的条件について携帯電話事業者の接続約款を参照する形で規定することを可能とする特例を設けること。
- ③ ②に加え、携帯電話事業者による電波利用の連携が行われている場合にあっては、接続料の算定について、携帯電話事業者と全国BWA事業者のそれぞれの接続会計を基に、携帯電話事業者が一体的に接続料を算定することを可能とする特例を設けること。

なお、今後5Gの導入等により、さらに様々な形態の事業者間連携が登場することも想定される中で、それに伴う多様な交渉上の優位性の発現が想定される。そのような環境の変化も踏まえつつ、事業者間連携が行われる場合における交渉上の優位性など、二種指定制度に関し、事業者間連携等を踏まえた規律の在り方について、第7章に記載のとおり、将来的な課題として引き続き検討を行うこととすることが適当である。



au (KDDI/沖縄セルラー) 及びUQが設置する電気通信設備（概要）



II 第一種指定電気通信設備制度関係 ～メガデータネットに係る法定機能の廃止等～

改正内容

- メガデータネッツに係る法定機能の廃止に係る規定整備

第一種指定電気通信設備接続料規則第4条に規定するデータ伝送機能について、設備の老朽化により平成30年度末に維持限界を迎えるため、NTT東日本・西日本において従前より利用する事業者に対しその旨周知し協議が行われてきたところ、令和元年度より当該機能を利用する接続事業者がなくなり、当該機能を接続約款から削除する接続約款変更認可申請に対し反対意見が寄せられなかつた(※)ことも踏まえると、当該機能の単位による接続料設定の義務付けまでは不要となったと認められることから、当該機能を法定機能から削除する。

※ 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条の許可を申請することで本機能を削除する内容を含む接続約款変更認可申請(平成31年3月28日情郵審諮問第3115号)について平成31年3月29日～令和元年5月7日及び同年5月10日～同月23日の間意見募集を実施。

- その他、所要の規定整備を行う。

施行日

公布の日から施行する。

(参考)スケジュール

6月21日(金)	情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 諮問
6月22日(土)～7月22日(月)	意見募集
7月25日(木)～8月7日(水)	再意見募集
8月22日(木)	情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会 審議
8月23日(金)	情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 審議
・ 答申後、改正を実施。	

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を次のように指定する。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表の上欄に掲げる電気通信事業者がそれぞれ設置する同表の下欄に掲げる電気通信設備。

株式会社 NTTドコモ	沖縄セルラー電話株式会社	KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社	Wireless City Planning株式会社
-------------	--------------	----------	------------	----------------------------

一 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の九の二第三項第一号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものを除く。）

二 施行規則第二十三条の九の二第三項第一号の交換設備相互間に設置される伝送路設備

三 施行規則第二十三条の九の二第三項第二号

の伝送路設備

四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
五 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局

六 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第二号から前号までに掲げるものを除く。）

UQコミュニケーションズ株式会社

- 一 施行規則第二十三条の九の二第三項第一号口の交換設備
- 二 施行規則第二十三条の九の二第三項第二号イの伝送路設備
- 三 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（前号に掲げるものを除く。）

附 則

1 この告示は、令和元年十二月二十四日から施行する。

2 平成十四年総務省告示第七十二号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続

を確保すべき電気通信設備を指定する件)は、廃止する。

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガナップのものを使用したデータ伝送業務の提供に用いられるルータを除く。)</p> <p>ハ 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所</p>
<p>前項口に掲げる箇所</p>

二 音声伝送役務の提供に用いられる第二種指定端末系無線基地局を設置していない場合

2) 自らの電気通信設備を他の電気通信事業者（以下この項において「間接接続事業者」という。）の第二種指定電気通信設備と一体的に運用する場合において、自らの伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備と他事業者（間接接続事業者を除く。）が設置する電気通信設備との間の伝送交換の全てが、間接接続事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合は、前項の規定による箇所に代えて当該箇所を標準的接続箇所とし、当該伝送交換の一部が間接接続事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合は、前項の規定による箇所に加えて当該箇所を標準的接続箇所とする。

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）
第二十三条の九の五 「同上」

「一・一 略」

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第五号において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下の条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはSIMカード（第二種指定電気通信設備接続料規則第四条第二項第三号に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

四 「十一」 「略」

十二 第二種指定電気通信設備接続料規則第十六条第一項の規定に基づき共同して総務大臣の承認を受けた二以上の電気通信事業者にあつては、当該承認に係る機能の概要及び接続料の支払方法並びに当該二以上の電気通信事業者の設置する第二種指定電気通信設備の間の責任の分界

十三・十四 「略」

〔2 略〕

「一・二 同上」

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第三号の三において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下の条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手續

三の二・九 「同上」

〔新設〕

の接続料原価の算出)、2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)、2 の

2 (データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出) 又は2の3 (データ伝送交換機能

のS IMカード枚数単位接続料の原価の算出)により算出された額を記載すること。

4 「(電気通信事業者の別)」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。

様式第17の4の3 (第23条の9の3関係)

1 機能に係るレートベース

〔表略〕

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと (同項目に定める機能にあっては、同条第2項各号に掲げる部分ごと (同項第3号に掲げる部分について、S IMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあっては、S IMカードの種類ごと)) に作成すること (同条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあっては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。) 。

2・3 略

4 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、
「当該機能に係る運転資本」の項を同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに分けて作成すること。

2 略

3 他人資本費用

〔表略〕

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと (同項目に定める機能にあっては、同条第2項各号に掲げる部分ごと (同項第3号に掲げる部分について、S IMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあっては、S IMカードの種類ごと)) に作成すること (同条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあっては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。) 。

2~4 略

4~5 略

6 自己資本費用

〔表略〕

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと (同項目に定める機能にあっては、同条第2項各号に掲げる部分ごと (同項第3号に掲げる部分について、S IMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあっては、S IMカードの種類ごと)) に作成すること (同条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあっては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。) 。

2・3 略

7・8 略

利益対応税

〔表略〕

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと (同項目に定める機能

1 「同左」

〔表同左〕

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと (同項第2号に定める機能にあっては、同条第2項各号に掲げる部分ごと (同項第3号に掲げる部分について、S IMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあっては、S IMカードの種類ごと)) に作成すること (同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあっては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。) 。

2~3 同左

4~5 同左

6 「同左」

〔表同左〕

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと (同項第2号に定める機能にあっては、同条第2項各号に掲げる部分ごと (同項第3号に掲げる部分について、S IMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあっては、S IMカードの種類ごと)) に作成すること (同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあっては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。) 。

2~3 同左

7~8 同左

9 利益対応税

〔表同左〕

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと (同項第2号に定める機能

にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、S1Mカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、S1Mカードの種類ごと）に作成す

ること（同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。

[10 略]

11 利潤

〔表略〕

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項口に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、S1Mカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、S1Mカードの種類ごと））に作成すこと（同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。

[12 略]

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

〔表略〕

注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

[2 略]

1 の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

〔表略〕

注 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

1 の3 データ伝送交換機能のS1Mカード枚数単位接続料に係る需要

〔表略〕

注1 「データ伝送交換機能のS1Mカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。

。 。

[2 略]

2 MNP転送機能に係る需要

〔表略〕

注 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能をいう。

3 SMS伝送交換機能に係る需要

〔表略〕

注 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1に掲げる機能をいう。

様式第17の4の5（第23条の9の3関係）

機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、S1Mカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、S1Mカードの種類ごと）に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。

[10 同左]

11 「同左」

〔表同左〕

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、S1Mカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、S1Mカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。

[12 同左]

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

1 「同左」

〔表同左〕

注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

[2 略]

1 の2 「同左」

〔表同左〕

注 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

1 の3 「同左」

〔表同左〕

注1 「データ伝送交換機能のS1Mカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。

。 。

[2 同左]

2 「同左」

〔表同左〕

注 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第3号に掲げる機能をいう。

3 「同左」

〔表同左〕

注 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第4号に掲げる機能をいう。

様式第17の4の5（第23条の9の3関係）

		1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料 〔表略〕	1 「同左」 「表同左」
注1		「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。	注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。
	〔2～7 略〕	〔2～7 同左〕	〔2～7 同左〕
1の2	データ伝送交換機能の回線数単位接続料 〔表略〕	1の2 「同左」 〔表同左〕	1の2 「同左」 〔表同左〕
注1	「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。	注1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。	
	〔2・3 略〕	〔2・3 同左〕	〔2・3 同左〕
1の3	データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料 〔表略〕	1の3 「同左」 〔表同左〕	1の3 「同左」 〔表同左〕
注1	「データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。	注1 「データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。	
	〔2～4 略〕	〔2～4 同左〕	〔2～4 同左〕
2	MNP転送機能の接続料 〔表略〕	2 「同左」 〔表同左〕	2 「同左」 〔表同左〕
注1	「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能をいう。	注1 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第3号に掲げる機能をいう。	
	〔2～6 略〕	〔2～6 同左〕	〔2～6 同左〕
3	SMS伝送交換機能の接続料 〔表略〕	3 「同左」 〔表同左〕	3 「同左」 〔表同左〕
注1	「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能をいう。	注1 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第4号に掲げる機能をいう。	
	〔2～6 略〕	〔2～6 同左〕	〔2～6 同左〕
	〔4 略〕	〔4 同左〕	〔4 同左〕
様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)	〔表略〕	様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)	様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)
	〔表略〕	〔表略〕	〔表略〕
注1	「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項目に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項目に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項目に掲げる機能をいう。	注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。	
	〔2～5 略〕	〔2～5 同左〕	〔2～5 同左〕
様式第17の4の7 (第23条の9の3関係)	〔表略〕	様式第17の4の7 (第23条の9の3関係)	様式第17の4の7 (第23条の9の3関係)
	〔表同左〕	〔表同左〕	〔表同左〕
注1	「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。	注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。	

〔2～5 略〕

〔2～5 同左〕

〔新設〕

6 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。
様式第17の4の8 (第23条の9の3関係)

1 貸借対照表に計上された額の合算

		(電気通信事業者の 別)		(電気通信事業者の 別)		計 備考
		貸 借 対 照 表 の 額	相 殺 消 去 照 表 の 額	貸 借 対 照 表 の 額	相 殺 消 去 照 表 の 額	
資産の部						
I 固定資産						
A 電気通信事業固定資産						
(1) 有形固定資産						
1 機械設備						
減価償却累計額						
2 空中線設備						
減価償却累計額						
3 通信衛星設備						
減価償却累計額						
4 端末設備						
減価償却累計額						
5 市内線路設備						
減価償却累計額						
6 市外線路設備						
減価償却累計額						
7 土木設備						
減価償却累計額						

8	海底線設備 減価償却累計						
9	建物 額						
10	構築物 減価償却累計						
11	機械及び装置 減価償却累計						
12	車両及び船舶 減価償却累計						
13	工具、器具及 び備品 額						
14	休止設備 減価償却累計 額						
15	土地						
16	リース資産 減価償却累計 額						
17	建設仮勘定 有形固定資産合 計						
(2)	無形固定資産						
1	海底線使用権						
2	衛星利用権						
3	施設利用権						
4	ソフトウェア						
5	のれん						

6 特許権				
7 借地権				
8 リース資産				
9 その他の無形 固定資産				
	無形固定資産合 計			
		電気通信事業固定資 産合計		
B	(可) 業固定資産			
	(1) 有形固定資産			
	1			
	減価償却累計 額			
	有形固定資産合 計			
	(2) 無形固定資産			
	1			
	無形固定資産合 計			
	(可) 業固定資産合 計			
C	投資その他の資産			
	1 投資有価証券			
	2 親会社株式			
	3 関係会社株式			
	4 その他の関係 会社投資			
	5 出資金			
	6 関係会社出資 金			
	7 長期貸付金			
	8 社内長期貸付 金			
	9 関係会社長期			

	貸付金			
10	長期前払費用			
11	繰延税金資産			
12	その他の投資及びその他の資産			
	(同) 貸倒引当金 (貸方)			
	投資その他の資産合計			
	計			
	固定資産合計			
	II 流動資産			
1	現金及び預金			
2	受取手形			
3	売掛金			
4	未収入金			
5	リース債務			
6	リース投資資産			
7	有価証券			
8	親会社株式			
9	貯蔵品			
10	前渡金			
11	前払費用			
12	繰延税金資産			
13	その他の流動資産			
	(同) 貸倒引当金 (貸方)			
	流動資産合計			
	III 繰延資産			
1	創立費			
2	開業費			
3	株式交付費			

	4 社債発行費等								
	5 開発費								
繰延資産合計									
資産合計									
負債の部									
I 固定負債									
1	社債								
2	長期借入金								
3	関係会社長期 借入金								
4	リース債務								
5	繰延税金負債								
6	退職給付引当 金								
7	(W) 引当金								
8	資産除去債務								
9	その他の固定 負債								
固定負債合計									
II 流動負債									
1	1年以内に期 限到来の固定負 債								
2	1年以内に期 限到来の関係会 社長期借入金								
3	支払手形								
4	買掛金								
5	短期借入金								
6	リース債務								
7	未払金								
8	未払費用								
9	未払法人税等								
10	繰延税金負債								

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合に

2 貸借対照表日において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の

下順次繰り上げること。

ること。

備考欄には、相殺消去の理由を記載すること。
※消去する場合は、
△印を付けてください。

乙 善業外貿用の合算

(電気通信事業者の 別)		(電気通信事業者の 別)		計	備考
損益計算 書の額	相殺消去	損益計算 書の額	相殺消去		

1 支払利息					
2 社債利息					
3 社債発行費等 償却					
4 株式交付費償 却					
5 創立費(償却)					
6 開業費(償却)					
7 開発費(償却)					
8 有価証券売却 損					
9 有価証券評価 損					
10 雑支出					
營業外費用合計					

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合に

作成すること。

2 「(電気通信事業者の別)」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。

3 備考欄には、相殺消去の理由を記載すること。

様式第18 (第24条関係)

〔略〕

注 1 〔略〕

〔2～14 略〕

注 1 〔同左〕

〔2～14 同左〕

15 「利用条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合には、その条件について記載すること。

〔16～24 略〕

備考 標印〔 〕の記載及び表様規定の「重傍線を立てた標記部分を塗り消し直した傍線が記入された」とある。

様式第18 (第24条関係)

〔同左〕

注 1 〔同左〕

〔2～14 同左〕

注 1 〔同左〕

〔2～14 同左〕

15 「利用の条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合、その条件について記載すること。

〔16～24 同左〕

（第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第二条 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章 同上」

目次

「第一章 略」

- 第二章 法定機能の内容等（第四条）
- 第三章 原価及び利潤の算定（第五条—第十条）
- 第四章 接続料設定（第十一条—第十五条）
- 第五章 複数事業者による接続料設定（第十六条）
- 第六章 接続料の計算等（第十七条）

- 第二章 機能（第四条）
- 第三章 原価及び利潤の算定（第五条—第十条）
- 第四章 接続料設定（第十一条—第十五条）
- 第五章 接続料の計算等（第十六条）

附則

(目的)

第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に関する当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）に関する、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第三項第一号口の総務省令で定める機能（以下「法定機能」という。）、法定機能との適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項を定め、もって法定機能との接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものであることを確保することを目的とする。

(遵守義務)

第三条 事業者は、法定機能との接続料に関するこの省令の定めるところによらなければならぬ。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

第二章 法定機能の内容

第四条 法定機能は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

区分	機能の区分	内容
一 次項に掲げる場合以外の場合	イ 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
	ロ データ伝送交換機能	第二種指定電気通信設備による電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であつて、拡散符号速度が一搬送波当たり毎秒一・一二八ハertzのものを除く。）
	三 番号ボーダリティ転送機能	番号ボーダリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
	四 ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間ににおいて電気通信番号を使用して信方式を用いて接続した上

附則

(目的)

第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に関する当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）に関する、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第三項第一号口の機能（以下「機能」という。）、機能との適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項を定め、もって機能との接続料が、適正かつ明確に定められる適正な原価に適正な利潤をえたものであることを確保することを目的とする。

(遵守義務)

第三条 事業者は、機能との接続料に関するこの省令の定めるところによらなければならぬ。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

第二章 機能

第四条 法第三十四条第三項第一号口の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げる機能の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 音声伝送交換機能 第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
- 二 データ伝送交換機能 第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であつて、拡散符号速度が一搬送波当たり毎秒一・一二八ハertzのものを除く。）
- 三 番号ボーダリティ転送機能 番号ボーダリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
- 四 ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備間ににおいて電気通信番号を使用して

2

2

一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの

二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）

三 SIMカード（携帯電話・携帯電話・PHSアクセスサービス（PHS）に係るもの）を除く

一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの
二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理
及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）
三 SIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定

一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの

二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）

三 SIMカード（携帯電話・携帯電話・PHSアクセスサービス（PHS）に係るもの）を除く

一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの
二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理
及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）
三 SIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定

一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの

二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）

三 SIMカード（携帯電話・携帯電話・PHSアクセスサービス（PHS）に係るもの）を除く

一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの
二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理
及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）
三 SIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定

。）、三・九一四世代移動通信アクセスマルチピアス及びBWAアクセスマルチピアスの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該電気通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の）の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をいう。以下同じ。）の提供に係るもの（事業者が現にSIMカードの提供を行つている場合に限る。）

（接続料の原価及び利潤）
第六条 接続料の原価は、法定機能」ととに、当該法定機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。

2 接続料の利潤は、法定機能」ととに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において算定に用いる資産の額は、当該法定機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表（接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したもの用いるものとする。

〔3 略〕

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条 法定機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該法定機能の区分」とに、当該法定機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

〔2 略〕

（他人資本費用）

第八条 法定機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

世人資本費用＝当該法定機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率

2 法定機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。
当該法定機能に係るレートベース＝対象設備等の正味固定資産価額+繰延資産+投資その他の資産

資産+貯蔵品+運転資本

〔3 略〕

4 第二項の繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額は、貸借対照表に記載された繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

するSIMカードをいう。以下同じ。）の提供に係るもの（事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限る。）

（接続料の原価及び利潤）
第六条 接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ことに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。

2 接続料の利潤は、第四条第一項各号に掲げる機能」とに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したもの用いるものとする。

〔3 同上〕

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分」とに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

〔2 同上〕

（他人資本費用）

第八条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝当該法定機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率

2 第四条第一項各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。
当該機能に係るレートベース＝対象設備等の正味固定資産価額+繰延資産+投資その他の資産

+貯蔵品+運転資本

〔3 同上〕

4 第二項の繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額は、接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表に記載された繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

対象設備等の第二種指定設備管理運転資本 = 営業(減価償却費、固定資産除却損)及び租税公課相当額を除く。)

法定機能の提供から当該法定機能に係る接続料の収納までの平均的な日数
三百六十五日

〔6～6 詳〕

(自己資本費用)

第九条 法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式によつて計算する。

自己資本費用 = 当該法定機能に係るレートベース × 自己資本比率 × 自己資本利益率

〔2～4 詳〕

(利益対応税)

第十条 法定機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式によつて計算する。

利益対応税 = (自己資本費用 + 当該法定機能に係るレートベース × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 利子相当率) × 利益対応税率

〔2～4 詳〕

(接続料設定の原則)

第十一条 接続料は、「法定機能」とし、当該法定機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

〔2～4 詳〕

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二条 第四条第一項の表一の項目に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三条 第四条第一項の表一の項目に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。

一 第四条第二項第一号に掲げる部分 回線容量

二 第四条第一項第二号に掲げる部分 回線数

三 第四条第一項第三号に掲げる部分 SIMカードの枚数

2 第四条第一項の表一の項目に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤については、前章の規定は適用しない。

〔1～1 詳〕

3 第四条第一項の表一の項目に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を前章又は前項の規定により算定した場合は、その次の算定においても同様の算定方法によるものとする。

対象設備等の第二種指定設備管理運転資本 = 営業(減価償却費、固定資産除却損)及び租税公課相当額を除く。)

法定機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数
三百六十五日

〔6～6 回上〕

(自己資本費用)

第九条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式によつて計算する。

自己資本費用 = 当該機能に係るレートベース × 自己資本比率 × 自己資本利益率

〔2～4 回上〕

(利益対応税)

第十条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式によつて計算する。

利益対応税 = (自己資本費用 + 当該機能に係るレートベース × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 利子相当率) × 利益対応税率

〔2～4 回上〕

(接続料設定の原則)

第十一条 接続料は、「第四条第一項各号に掲げる機能」とし、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

〔2～4 回上〕

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二条 第四条第一項第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三条 第四条第一項第二号に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。

一 第四条第二項第一号 回線容量

二 第四条第二項第二号 回線数

三 第四条第二項第三号 SIMカードの枚数

2 第四条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤には、第三章の規定は適用しない。

〔1～1 回上〕

3 第四条第一項第一号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第三章又は前項の規定により算定した場合は、その次の算定においても同様の算定方法によるものとする。

(番号)ボータビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項の表一の項ニに掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 複数事業者による接続料設定

第十六条 二以上の事業者が法定機能の全部又は一部をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該二以上の事業者は、当該全部又は一部の法定機能に係る接続料を算定する一の事業者を明らかにして総務大臣の承認を共同して受けた上で当該接続料を設定しなければならない。

2 前項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条		接続会計規則別表第三	
		自らの接続会計規則別表第三	
整理された資産	整理された資産並びに第十六条第一項の承認を共同して受けた他の事業者（以下「共同設定者」という。）の接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産	整理された資産並びに第十六条第一項の承認を共同して受けた他の事業者（以下「共同設定者」という。）の接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産	整理された資産
第六条第二項	係る貸借対照表	係る自らの貸借対照表	第六条第二項
第七条第二項	接続会計規則別表第三	計上された	記載された費用
用	記載された費用及び共同設定者の同表の移動電気通信役務収支表に記載された費	計上された額及び共同設定者の貸借対照表に計上された額を合算した額を基礎として算定された額の	記載された費用及び共同設定者の同表の移動電気通信役務収支表に記載された費

(番号)ボータビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第一項第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

〔新設〕

第八条第一項

当該法定機能に係るレートベース
一ス=対象設備等の正味固定資産額+繰延資産+投資その他の資産+貯蔵品+運転資本

+自らの運転資本+共同設定者の運転資本

第八条第三項

接続会計規則別表第一

自らの接続会計規則別表第二

帳簿価額

帳簿価額及び共同設定者の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額

第八条第四項

第二種指定電気通信設備

自らの第二種指定電気通信設備及び共同設定者の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額

第八条第五項

運転資本の額

自らの運転資本の額及び共同設定者の運転資本の額

第八条第六項

それぞれ次に

次に

対象設備等

対象設備等（自らの運転資本の額の計算にあつては自らの設置する対象設備等をいい、共同設定者の運転資本の額の計算にあつては共同設定者の設置する対象設備等をいう。）

費用と共同設定者の営業外費用を合算したもの

（自らの営業外費用と共同設定者の営業外費用を合算したもの）

第八条第八項

営業外費用

自らの法人税、事業税及びその他の所得に課される税の税率の合計

法人税、事業税及びその他の所得に課される税の税率の合計

自らの法人税、事業税及びその他の所得に課される税の税率の合計並びに共同設定者の法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計

第十三条第一項第一号

計算した運転資本

計算した自らの運転資本

運転資本＝前号の調達費用×（ＳＩＭカードの提供からこれまでに係る接続料の収納までの平均的な日数／三百六十五日）	自らの運転資本＝前号の調達費用×（自らのＳＩＭカードの提供からこれまでに係る接続料の収納までの平均的な日数／三百六十五日）
---	---

- 3 第一項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者以外の事業者は、同項の全部又は一部の法定機能に係る接続料について、前二章の規定にかかわらず、当該一の事業者の設定した接続料と同額として設定するものとする。

第六章 接続料の計算等

- 第十七条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したとき（前条第一項の承認を受けた二以上の事業者にあっては、当該二以上の事業者のうち自ら以外の事業者が整理したときを含む。）に、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動がある場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。
- 3 第四条第一項の表一の項目に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合においては、当該接続料について、前項の規定は適用しない。

第五章 接続料の計算等

- 第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。
- 3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合においては、当該接続料について、前項の規定は適用しない。

備考 表中「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第三条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

		（卸電気通信役務の提供に関する報告）	改 正 後	
		第四条の五　〔同上〕		（卸電気通信役務の提供に関する報告）
備考	表中「」の記載は注記である。	第四条の五　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、対象卸電気通信役務（当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス（無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）の卸電気通信役務（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を電気通信事業者（当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの（その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸電気通信事業者」という。）に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者との次に掲げる事項について、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。	第四条の五　〔同上〕	第四条の五　〔同上〕
十二 十八年総務省令第三十一号）第四条第二項第三号に規定するSIMカードをいう。）の種類、機能、料金その他の提供条件	〔257略〕	〔257略〕	〔257同上〕	〔257同上〕
		〔257同上〕		

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第四条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後

改 正 前

(用語)

第二条 [略]
2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

[一] [略]
〔削る〕

[二] [略]

[三] [略]
〔法定機能の区分、内容及び対象設備等〕
法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応したための通信方式をいう。によりセルを交換するための電気通信設備をいう。

[四] [略]

[五] [略]
〔法定機能の区分、内容及び対象設備等〕
法定機能は、次の表の下欄に掲げる対象設備及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応したための通信方式をいう。によりセルを交換するための電気通信設備をいう。

設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

八 信号伝送機能	七 通信路設定伝送機能	機能の区分		内容	対象設備
		【略】	【略】		
信号用伝送路設備及び信号 用中継交換機により信号を 伝送交換する機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。）	信号用伝送路設備及び信号 用中継交換機	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び当該交換等設備に係る伝送路設備	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。）	定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

第二条 [同上]

[一] [同上]

[二] [同上]

[三] [同上]

[四] [同上]
〔法定機能の区分、内容及び対象設備等〕
法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応したための通信方式をいう。によりセルを交換するための電気通信設備をいう。

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応したための通信方式をいう。によりセルを交換するための電気通信設備をいう。

八 信号伝送機能	七 データ伝送機能	機能の区分		内容	対象設備
		【同上】	【同上】		
信号用伝送路設備及び信号 用中継交換機により信号を 伝送交換する機能	セルリレー装置及び伝送路 設備により通信路の設定及び 伝送を行う機能	信号用伝送路設備及び信号 用中継交換機により信号を 伝送交換する機能	セルリレー装置及び当該セ ルリレー装置に係る伝送路 設備	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。）	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び当該交換等設備に係る伝送路設備
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

第十七条 第四条の表一の項の機能（帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。）、三の項から三の三までの機能（中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の二の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めるこ

第十七条 第四条の表一の項の機能（帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。）、三の項から三の三までの機能（中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の二の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定め

とができる。

〔2 略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

る」とができる。

〔2 同上〕

（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

(接続料算定の特例)

第四条 次に掲げる場合における法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能（以下この項において「法定機能」という。）については、新規則第四条の規定（同条の表二の項（加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び中継交換機専用トランクポート機能に係る部分に限る。）、四の項、五の項（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能に係る部分に限る。）、六の項（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に係る部分に限る。）及び八の項に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、法定機能は、同一に定める機能（同条の表一の項の機能、二の項の機能（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ボーダビリティ機能に限る。）、三の項から三の三の項までの機能、五の項の閑門系ルータ交換機能、五の二の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）並びに六の二の項から七の項まで及び九の項から十項までの機能に限る。）のほか、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能とする。

〔一・二 略〕

〔二・三 略〕

〔一・二 略〕

2 前項において、特定比率は、五分の一、五分の二、五分の三、五分の四又は五分の五のいずれかの比率であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

〔一・二 略〕

第五条 【略】

第六条 新規則第三章から第五章までの規定（第六条、第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。）、第九条（第一項及び第二項本文に限る。）、第十一条（第三項ただし書を除く。）、第十二条（第五項を除く。）、第十二条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第十三条、第十四条（第二項ただし書を除く。）、第十五条（第三項を除く。）並びに第十六条から第十七条までの規定に限る。）及び別表第一の二から別表第五までの規定並びに新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第一の二の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

(接続料算定の特例)

第四条 次に掲げる場合における法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能（以下この項において「法定機能」という。）については、新規則第四条の規定（同条の表二の項（加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び中継交換機専用トランクポート機能に係る部分に限る。）、四の項、五の項（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能に係る部分に限る。）、六の項（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に係る部分に限る。）及び八の項に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、法定機能は、同一に定める機能（同条の表一の項の機能、二の項の機能（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ボーダビリティ機能に限る。）、三の項から三の三の項までの機能、五の項の閑門系ルータ交換機能、五の二の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）並びに六の二の項から七の二の二の項まで及び九の項から十項までの機能に限る。）のほか、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能とする。

〔一・二 同上〕

〔二・三 同上〕

三 平成三十四年三月三十一日までの間において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この号において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の電気通信事業者が存在する場合において、当該他の電気通信事業者の設置する第一種指定電気通信設備の機能（法第三十三条第五項機能に限る。次条第二項第二号において「他地域設備機能」という。）に係る接続料の水準が第一号に規定する条件に該当する場合（前二号に掲げる場合を除く。）

〔二・三 同上〕

〔一・二 同上〕

二 全ての法第三十三条第五項機能（平成三十四年三月三十一日までの間においては、前条第一項第三号に該当する場合における他地域設備機能を含む。）について同一であること。

〔三 同上〕

〔二・三 同上〕

〔一・二 同上〕

〔二・三 同上〕

〔一・二 同上〕

表の「ト欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

新規則第十七条第一項 〔監〕	、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能（中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の
〔監〕	〔監〕

附則別表第3の1（附則第6条関係） 正味固定資産価額算定方法

設備区分 〔略〕	算定方法
き線点遠隔 受容装置 〔1～4 略〕 5 投資額の算定 次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔受容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔受容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔受容装置投資額を算定する。 (1) 局ごとき線点遠隔受容装置投資額 =(き線点遠隔受容装置ユニット数×き線点遠隔受容装置ユニット単価+専用線受容装置ユニット数×専用線ユニット単価) ×き線点遠隔受容装置受容回線数 ÷(き線点遠隔受容装置受容回線数+専用線遠隔受容装置受容回線数) (2) 略	〔1～4 略〕 5 投資額の算定 次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔受容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔受容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔受容装置投資額を算定する。 (1) 局ごとき線点遠隔受容装置投資額 =(き線点遠隔受容装置ユニット数×き線点遠隔受容装置ユニット単価+専用線受容装置ユニット数×専用線ユニット単価) ×き線点遠隔受容装置受容回線数 ÷(き線点遠隔受容装置受容回線数+専用線遠隔受容装置受容回線数) (2) 略

附則別表第3の1（附則第6条関係） 正味固定資産価額算定方法

設備区分 〔同左〕	算定方法
き線点遠隔 受容装置 〔1～4 同左〕 5 投資額の算定 次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔受容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔受容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔受容装置投資額を算定する。 (1) 局ごとき線点遠隔受容装置投資額 =(き線点遠隔受容装置ユニット数×き線点遠隔受容装置ユニット単価+専用線受容装置ユニット数×専用線ユニット単価) ×き線点遠隔受容装置受容回線数 ÷(き線点遠隔受容装置受容回線数+専用線遠隔受容装置受容回線数) (2) 同左	〔1～4 同左〕 5 投資額の算定 次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔受容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔受容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔受容装置投資額を算定する。 (1) 局ごとき線点遠隔受容装置投資額 =(き線点遠隔受容装置ユニット数×き線点遠隔受容装置ユニット単価+専用線受容装置ユニット数×専用線ユニット単価) ×き線点遠隔受容装置受容回線数 ÷(き線点遠隔受容装置受容回線数+専用線遠隔受容装置受容回線数) (2) 同左

附則別表第5の3（附則第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
〔監〕		
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002397	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001239	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002532	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002488	—

附則別表第5の3（附則第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
〔同左〕		
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002397	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001239	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002532	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002488	—

機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006553	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009559	—
試験研究費対直接費比率	0.02488	—
1回線当たり接続関連事務費	0	円／回線
管理共通費比率	0.1506	—
【略】		
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006553	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009559	—
試験研究費対直接費比率	0.02488	—
1回線当たり接続関連事務費	0	円／回線
管理共通費比率	0.1506	—
【同左】		

備考　表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和元年十二月二十四日から施行する。ただし、第一条中電気通信事業法施行規則第二十四条の四第二項及び様式第十八の改正規定並びに第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の五第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百七号（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第二項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

		改 正 後		改 正 前
	(開示される情報)		(開示される情報)	
第一条	施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。	〔一～五 略〕	〔二～五 同上〕	〔二～五 同上〕
六	第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号。以下「接続料規則」という。）第四条第一項の表に掲げる機能の接続に当たつて利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であつて、第二種指定電気通信設備との接続に關し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものの見込みの額に関する情報	〔七 略〕	八 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号。以下「接続料規則」という。）第四条第一項各号に掲げる機能の接続に当たつて利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であつて、第二種指定電気通信設備との接続に關し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものの見込みの額に関する情報	八 接続料規則第四条第一項各号に掲げる機能の接続料について、原価（接続料規則第六条第一項に規定する原価をいう。以下この号において同じ。）に利潤（接続料規則第六条第二項に規定する利潤をいう。以下この号において同じ。）を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要（接続料規則第十一条第一項に規定する需要をいう。）の対前算定期間比に関する情報
備考	表中の「」の記載は注記である。			

○ 総務省告示第 号

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第八条第九項、第九条第四項及び第十六条第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百十号（接続料の算定に用いる値を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

		改 正 後		改 正 前
〔移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値〕			〔移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値〕	
第三条　〔略〕			第三条　〔同上〕	

3|| 「2 略」

規則第十六条第一項の規定に基づき接続料を設定する場合における第一項及び前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の表の下欄	事業者	規則第十六条第一項の承認を共同して受けた事業者
前項	貸借対照表に計上された	自らの貸借対照表に計上された額及び規則第十六条第二項の規定により読み替えて適用する規則第五条の共同設定者の貸借対照表に計上された額を合算した額を基礎として算定された額の

備考　表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ MVNO に 係る 電 気 通 信 事 業 法 及 び 電 波 法 の 適 用 関 係 に 關 す る ガ イ ド ラ イ ン
[平 成 14 年 6 月 策 定 令 和 元 年 5 月 最 終 改 定]

(下線部分は改正部分。表中の [] の記載は注記である。)

改 正 後	改 正 前
<p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの間の関係</p> <p>1) 卸電気通信役務の提供による場合</p> <p>〔略〕</p> <p>第二種指定電気通信設備（事業法第34条第1項に基づき、令和〇〇年総務省告示第〇〇号⁶により総務大臣が指定した設備）を設置するMNO（以下「二種指定事業者」という。）は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、事業法第38条の2に基づき、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項（特定の卸電気通信役務⁷について、当該MNOの特定関係法人⁸であるMVNO（その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOがいる場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。）⁹を総務大臣に届け出なければならない（これらを変更等するときも同様）¹⁰。</p> <p>また、二種指定事業者の特定関係法人であるMNOは、当該MNOの特定関係法人であるMVNO（その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOに対して、特定の卸電気通信役務の提供の業務を行うこととなったときは、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない（これらを変更等するときも同様）（報告規則第4条の5）。</p> <p>〔略〕</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>イ 二種指定事業者の接続に係る規律</p> <p>(ア) 接続約款の届出等</p> <p>二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、事業法第34条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第34条第2項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）義務がある。この届出に関する具体的な内容は事業法施行規則第23条の9の3に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第17の4の2から第17の4の7まで（二種接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合には、第17の4の8まで）²⁵及び平成29年総務省告示第37号²⁶に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。</p>	<p>2 [同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p>1) [同左]</p> <p>〔同左〕</p> <p>第二種指定電気通信設備（事業法第34条第1項に基づき、平成14年総務省告示第7号⁶により総務大臣が指定した設備）を設置するMNO（以下「二種指定事業者」という。）は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、事業法第38条の2に基づき、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項（特定の卸電気通信役務⁷について、当該MNOの特定関係法人⁸であるMVNO（その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOがいる場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。）⁹を総務大臣に届け出なければならない（これらを変更等するときも同様）¹⁰。</p> <p>また、二種指定事業者の特定関係法人であるMNOは、当該MNOの特定関係法人であるMVNO（その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOに対して、特定の卸電気通信役務の提供の業務を行うこととなったときは、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない（これらを変更等するときも同様）（報告規則第4条の4）。</p> <p>〔同左〕</p> <p>2) [同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>(ア) [同左]</p> <p>二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、事業法第34条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第34条第2項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）義務がある。この届出に関する具体的な内容は事業法施行規則第23条の9の3に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第17の4の2から第17の4の7まで²⁵及び平成29年総務省告示第37号²⁶に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。</p>



る説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

〔略〕

(イ) 標準的接続箇所

事業法第34条第3項第1号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第23条の9の4第1項に規定されている。

なお、同条第2項では、自らの電気通信設備を他の二種指定事業者の電気通信設備と一緒に運用する場合において、接続事業者の電気通信設備との間の伝送交換の全てが当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認め場合は、同条第1項の規定による箇所に代えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされており、当該伝送交換の一部が当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第1項の規定による箇所に加えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされているところ、二種指定事業者は、当該伝送交換の状況が分かる書類を添えて総務大臣に対し、伺い出ることを要する。

(ウ) アンバンドル機能等

ア) 〔略〕

イ) アンバンドル機能

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条第1項の表に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

①～④ 〔略〕

なお、各アンバンドル機能を複数の区分に細分し接続料を定めることは可能である³⁰、当該アンバンドル機能全体について接続料を定めない場合は、接続約款の変更命令の対象となる可能性がある³¹。

ただし、複数の二種指定事業者が、アンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合については、当面、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができるものとする。

ウ) 〔略〕

(エ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

〔略〕

ア) 頻度の高い工事の工事費

事業法施行規則第23条の9の5第1項第6号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額については、作業時間当たりの単価を接続約款に記載するだけではなく、頻度の高い工事については、工事当たりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ) 〔略〕

(オ) 接続料の算定

〔同左〕

(イ) 〔同左〕

事業法第34条第3項第1号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第23条の9の4に規定されている。

〔新設〕

(ウ) 〔同左〕

ア) 〔同左〕

イ) 〔同左〕

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条第1項各号に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

①～④ 〔同左〕

〔新設〕

ウ) 〔同左〕

(エ) 〔同左〕

〔同左〕

ア) 〔同左〕

事業法施行規則第23条の9の5第1項第4号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額については、作業時間あたりの単価を接続約款に記載するだけではなく、頻度の高い工事については、工事あたりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ) 〔同左〕

(オ) 〔同左〕

[略]

なお、二種接続料規則は、同令第4条第1項の表に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを超えるものではないことが当然に求められる。

[略]

ア) 原価算定の3ステップ・プロセス

二種接続料規則第6条第1項では、「接続料の原価は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第7条第1項では、「法定機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該法定機能の区分ごとに、当該法定機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

[略]

イ) ~キ) [略]

ク) 複数の二種指定事業者による接続料設定

二種接続料規則第16条第1項では、複数の二種指定事業者がアンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該複数の二種指定事業者は、接続料の算定を行う事業者（以下「算定事業者」という。）を明らかにし、それ以外の事業者（以下「共同設定事業者」という。）と共同して総務大臣の承認を受けた上で接続料を設定しなければならない旨規定されている。

この総務大臣の承認では、算定事業者による接続料の算定が適正に行われるものであるかを確認することとなる。具体的には、次のような事項を確認することが想定される⁴¹。

- ・ 接続料の算定に共同設定事業者が適切に協力することとなっていること。
- ・ 共同設定事業者に係る接続料の算出の根拠に関する説明を記載した種類その他必要な書類が算定事業者に適切に提供されることになっていること。
- ・ 算定事業者により算定された接続料について、共同設定事業者が自らに係る原価及び利潤が適正に算定されていることを確認することになっていること。

なお、二種指定事業者間の情報交換の態様によっては、市場における競争状況に照らし、公正競争上問題になるおそれがあるため、注意を要する。

また、算定事業者は、同令第2項により読み替えて適用する同令第3章及び第4章の規定に基づき接続料の設定を行わなければならないところ、設定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする。

a) 原価算定

(a) 算定事業者及び共同設定事業者の移動電気通信役務収支表に基づき、二種指定事業者ごとに「ア) 原価算定の3ステップ・プロセス」に従い原価を算定

[同左]

なお、二種接続料規則は、同令第4条第1項各号に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを超えるものではないことが当然に求められる。

[同左]

ア) [同左]

二種接続料規則第6条第1項では、「接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第7条第1項では、「第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

[同左]

イ) ~キ) [同左]

[新設]

<p>する。この際、重複計上等控除を要する金額は、ステップ3において「接続料対象外費用」として控除する。</p> <p>(b) 算定した二種指定事業者ごとの原価を合算する。</p> <p>b 利潤算定</p> <p>(a) 利潤算定の基礎となる算定事業者及び共同設定事業者の貸借対照表等に計上された額を合算の上、利潤を算定する。この際、投資と資本の相殺消去、債権と債務の相殺消去、算定事業者及び共同設定事業者間の取引高の相殺消去等、企業会計における連結財務諸表の作成に準じた処理を行い、それぞれの処理に係る事業者名、金額、理由を示した上で、所要の金額を控除する。</p> <p>合算する貸借対照表等の勘定科目は次のとおり。</p> <p>a) 貸借対照表上の「資産」、「負債」及び「純資産」の全科目</p> <p>b) 損益計算書上の「営業外費用」の全科目</p> <p>(b) 法定実効税率は算定事業者及び共同設定事業者の法定実効税率を純資産の額で加重平均して用いる。</p> <p>ケ) 当年度精算</p> <p>二種接続料規則第17条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、算定期間の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。</p> <p>[脚注]</p> <p>30 各アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を定める場合、営業費用や正味固定資産額の配賦、需要の配分等が適切に行われなければ接続料算定の適正性が損なわれる可能性があることに十分留意することが必要である。</p> <p>31 アンバンドル機能の一部の区分について接続料を定めてもよいこととする場合は、現在、データ伝送交換機能についていわゆるCDMA2000方式及びEV-D0方式を除いては、二種接続料規則において明示することが原則である。</p> <p>41 算定が適切に行われるものであるかは、接続料の算定案及びその算定プロセスが示されると確認しやすくなる。</p>	<p>ケ) [同左]</p> <p>二種接続料規則第16条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、算定期間の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。</p> <p>[脚注]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
--	--

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見及びその考え方
(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

〔 意見募集期間：令和元年6月22日（土）～同年7月22日（月）（案件番号：145209344）
再意見募集期間：令和元年7月25日（木）～同年8月7日（水）（案件番号：145209366）〕

意見提出者 2者（法人：2者、個人：0者）

再意見提出者 2者（法人：2者、個人：0者）

＜意見提出者の一覧＞

意見提出者	再意見提出者
ソフトバンク株式会社	UQコミュニケーションズ株式会社
Wireless City Planning株式会社	KDDI株式会社

（敬称略）

1. MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成14年6月策定）の改定案

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1－1 仮に現行の第二種指定電気通信設備制度を前提として、MNOと全国BWA事業者の連携機能にかかる接続料設定を定める場合においては、ガイドラインにあるとおり、「必要性・重要性の低い区分」については接続料設定を免除いたくことが最低限の措置として必要であると考えます。 なお、「必要性・重要性の低い区分」の判断にあたっては、モバイル研究会における議論を適切に踏まえていただき、仮にその判断基準の見直しを検討する場合には、研究会等の議論を経たうえで、改めて整理していただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社、 Wireless City Planning株式会社】	再意見 1－1 ソフトバンク殿の意見に賛同します。 モバイル検討会にて「不要なアンバンドル（接続料の設定）を行う等、適用されるルールが過剰なものとならないようにする必要がある」と指摘されており、モバイル研究会においても当該指摘を踏まえ、携帯電話事業者による電波利用の連携についての検討が行われてきたことから、「必要性・重要性の低い区分」については接続料設定を免除いたくことが適切であると考えます。 【UQコミュニケーションズ株式会社】 左記、ソフトバンク殿の意見に賛同します。 【KDDI株式会社】	考え方 1－1 MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインでは、複数の二種指定事業者が、機能をそれらの設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合については、当面、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができることとしています。 必要性・重要性の低い区分の判断に当たっては、該当する二種指定事業者から説明を聴取し、適切に対応してまいります。	無
意見 1－2 利潤の算定において、相殺消去した場合の事業者名、金額、理由を示すこととなっていますが、様式第17の4の8について、理由を記載する欄が存在しないため、備考欄を追加する等、様式の見直しを行うことが必要であると考えます。 【ソフトバンク株式会社、 Wireless City Planning株式会社】	再意見 1－2 —	考え方 1－2 御意見を踏まえ、様式第17の4の8において、相殺消去の理由を記載する欄を設けることとします。	有